

# 14 浴室等

## 《基本的考え方》

高齢者、障害者等にとって転倒等の危険性が大きい場所であるため、浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計においては、移動や動作時の安全性確保に十分配慮した動線計画や仕上げ等の配慮が必要となります。

### 浴室、シャワー室又は更衣室

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準      ★福まち条例独自基準  
☆福まち条例独自基準（努力義務）

|                 |          | 福祉のまちづくり条例                                                                  | バリアフリー法令 及び<br>埼玉県バリアフリー条例                                                                             |
|-----------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象              |          | 多数の <b>利用者</b> の用に供する浴室、シャワー室又は更衣室（住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。）                   | 法及び条例の対象建築物で、ホテル又は旅館の客室に設ける浴室又はシャワー室                                                                   |
| ①設置数            |          | ★それぞれ1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の浴室、シャワー室又は更衣室は、次に定める基準に適合すること。          | —                                                                                                      |
| ②出入口            | 幅、戸の構造   | ●令第16条第2項第2号口の基準に適合すること。                                                    | 令第16条第2項第2号口<br>・幅は、80cm以上とすること。<br>・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |
|                 | 自動感知制止装置 | ★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 | —                                                                                                      |
|                 | 段        | ★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。                                                  | —                                                                                                      |
| ③更衣ブース又はシャワーブース |          | ★更衣ブース又はシャワーブースを設ける場合においては、それぞれ1以上の出入口の幅を80cm以上とすること。                       | —                                                                                                      |
| ④各設備            |          | ★高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。                         | —                                                                                                      |
| ⑤空間の確保等         |          | ★車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。                             | —                                                                                                      |
| ⑥水栓器具           |          | ★水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。                                         | —                                                                                                      |

## 《用語の定義》

|     | 福祉のまちづくり条例                   | バリアフリー法令 及び<br>埼玉県バリアフリー条例 |
|-----|------------------------------|----------------------------|
| 利用者 | 施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者 | —                          |

## 《解説》

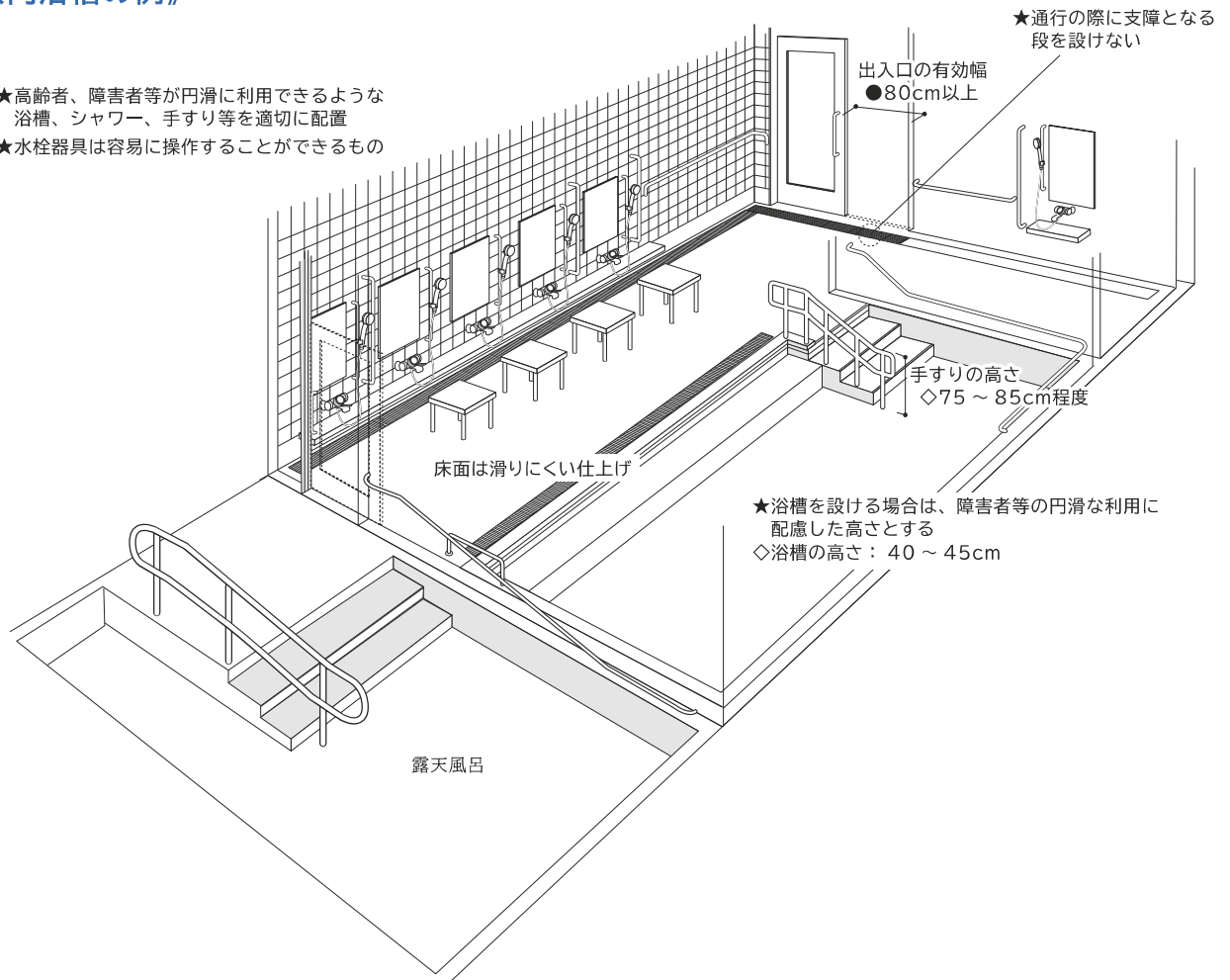
- ①【設置数】それぞれ1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の浴室、シャワー室又は更衣室は、基準に適合すること。
- ②【幅、戸の構造】有効幅は、ドアの厚みや取っ手の引き残しを考慮し、出入口に必要な有効幅員を確保する。また、戸の構造は、車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後に接近スペースを設けたり、開閉しやすいハンドルを設置する等、配慮する。なお、車いす使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。  
【自動感知制止装置】利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ適切な高さに、安全装置（安全センサー）を設置する。  
【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。
- ③【更衣ブース又はシャワールーム】出入口の有効幅は、ドアの厚みや取っ手の引き残しを考慮し、出入口に必要な有効幅員を確保する。
- ④【各設備】浴室用車椅子等への移乗や入浴等の動作を円滑に行うことができるよう、手すり等を適切に配置する。
- ⑤【空間の確保等】出入口から洗い場・浴槽までの通路及び洗い場には、車椅子使用者が直進や方向転換できるなど、円滑な利用のために十分な空間を確保する。
- ⑥【水洗器具】高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、レバー式等の操作しやすいものとし、水洗器具の冷温水の区分等は、点字やその他の表示により容易に区別できるようにする。

## 《望ましい整備》

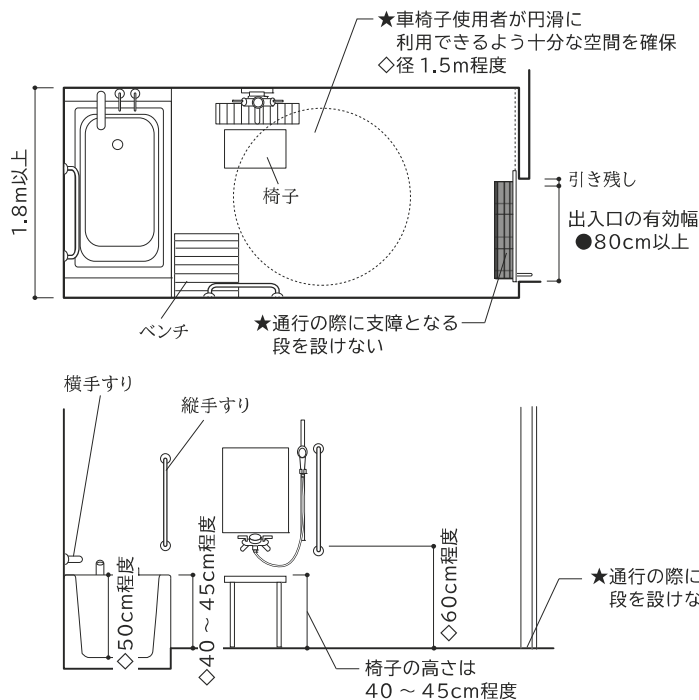
- ・車椅子使用者の移乗に配慮し、浴槽の縁には移乗スペース又はバスリフトを設ける。
- ・水洗器具はレバー式などの操作のしやすいものとし、その取り付け高さは車椅子又はシャワーチェア使用時に、座ったまま操作可能なものとする。
- ・シャワーヘッドは昇降可能なものとするか、上下2カ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設ける。

## 《共同浴槽の例》

- ★高齢者、障害者等が円滑に利用できるような浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置
- ★水栓器具は容易に操作することができるもの



## 《車椅子使用者に対応した浴室》

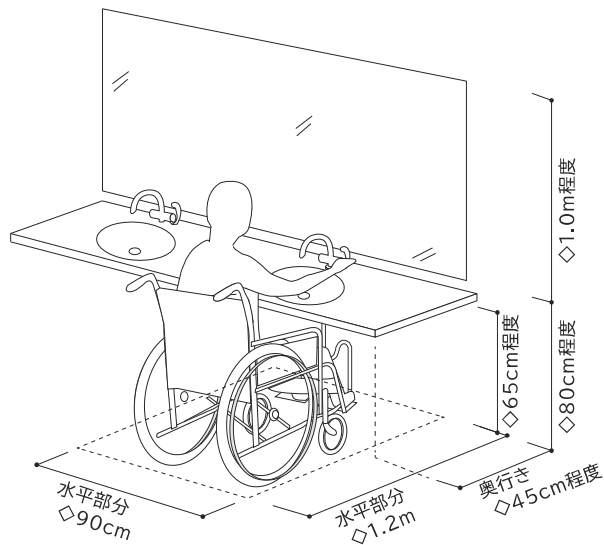


## 《シャワーヘッドの例》



【凡例】●バリアフリー法同等基準      ★福まち条例独自基準  
☆福まち条例独自基準（努力義務）      ◇標準的な整備基準

## 《洗面台（脱衣室）付近》



## 《車椅子使用者対応シャワーブースの例》



## 《更衣室及びシャワー室》

